

2024年度 社会課題解決プログラム募集要綱

令和6年4月1日施行

1 目的

全国の小学校・中学校・高等学校の教員がNPO団体と協働して授業を実施し、児童生徒が未来に触れ、考え、行動する教育活動を実現することを目的として、次の三つの事業を行う。

- (1) 森林をフィールドとした環境教育に関する事業【小学校対象】
- (2) 森林およびごみ問題に関する助成事業【小学校対象】
- (3) カンボジアやフィリピンと協働した教育への助成事業【中学校・高校対象】

2 対象者

- (1) 小学校、中学校、特別支援学校いずれかの普通免許状または特別免許状を所有する者。
- (2) 上記に定める教員3名以上で編成した組織であること。
- (3) 所属校長1名以上の推薦があること。
- (4) 次のいずれかに該当する授業が実施できること。

ア 総合的な学習の時間または総合的な探究の時間等での授業実施

イ 計画的に10時間以上の授業を実施

ウ NPO団体と協働した授業を実施

エ 実施した授業の詳細を第三者への提供及び掲載を承諾できること

- (5) 政治又は宗教活動を目的とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 授業者及び組織が、以下のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団(東京都暴力団排除条例(以下「暴排条例」という。)に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 学校の教員その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例に規定する暴力団員及び暴力団関係者をいう。)に該当する者。

- (8) 同一年度で本助成事業の交付が決定されていない、又はその予定がないこと。

3 事業期間

2024年7月1日～2025年3月31日

4 助成金の対象経費及び金額

助成金の対象となる経費は、プログラムの実施に要する費用となります。次の点に注意して申請して下さい。

事業の種類	(1) 森林をフィールドとした環境教育に関する事業【小学校対象】 (2) 森林およびごみ問題に関する助成事業【小学校対象】 (3) カンボジアやフィリピンと協働した教育への助成事業【中学校・高校対象】
助成対象経費	次に掲げる費用のうち、申請者が負担する額の合計額 ○備品費、材料費 ・プログラムの実施に必要な備品及び材料の費用 (消耗品、機材、画用紙、インク等) ○講師費 ・NPOから講師を招くために必要な費用 (講師費、ボランティア謝礼金、燃料代、招聘に必要な費用等) ○研修費 ・社会課題について教員自身が学ぶための費用 (書籍購入費、研修参加費等) ○交通費・旅費等 ・児童生徒の学びに係る交通費 (バス借り上げにかかる費用、電車バスの運賃等) ・プログラムに係る研究及び発表のための交通費、旅費 (公共交通機関を利用した際の運賃、宿泊費を含む旅費等)
対象外経費	・恒常的に使用する可能性のある、パソコンや机等 ・前述対象経費の内、過度な経費 ・学校関係者や事務スタッフへの人件費

	<ul style="list-style-type: none"> ・授業者の責によりプログラムが実施されなかった場合の経費 ・事業目的に照らして直接関係しない経費 ・授業助成金の対象として不相当と認められる経費(料飲費等)
助成率	1 / 1
助成上限額	上限額 30 万円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局（NPO法人コレクティブ）が代行して購入や支払いを行う。 ・採択後、購入や支払いが必要な場合は速やかに連絡する。

5 応募方法

申請者は、エントリーシートおよび添付書類を作成し、各1部をメールにより提出する。

(1) エントリーシート作成に当たっては、以下の点に留意する。

- ・申請者を含めた3名以上の組織で応募すること
- ・所属の校長先生や必要であれば教育委員会への連絡を必ず行うこと
- ・助成金対象経費及び金額をよく読み、適切な金額を計上すること
- ・任意の研究会やチームでの申請の場合は、推薦コメントを掲載すること

(2) 申請書類受理後、必要に応じてヒアリングや現地調査を実施する場合がある。

6 応募期間

2024年5月7日（月）～2024年6月23日（日）

7 採択の決定及び通知

(1) 採択の決定

- ・交付決定に当たっては、審査委員会で厳正に選考し決定する。
- ・交付決定者に対しては、6月下旬にメールで申請者に通知する。
- ・不採択事業者の場合も同様に、メールで通知する。

(2) 助成事業の計画変更

- ・実施中に授業計画の大幅な変更が生じた場合は、速やかに報告する。

- ・計画変更により事業が助成金交付決定の条件に適合しなくなったと認められるときは、交付決定を取り消すことができる。

(3) 助成事業の完了

- ・助成事業に係る活動を完了した際は、2週間以内に活動報告書を提出する。
- ・すべての支払いが済んだ時点をもって、助成事業の完了とする。

8 助成事業完了までのスケジュール

令和6年6月23日 募集締め切り

令和6年6月下旬 選考結果をメール通知

令和6年7月1日～ 打ち合わせ、授業の実施

令和7年3月31日 助成事業の完了（2週間以内に実施報告書の提出）

9 申請書提出先および問合せ先等

「社会課題解決プログラム」運営事務局（NPO法人コレクティブ内）

担 当：秋元 （郵送での受付はしていません）

E-mail：info@collective-sc.org